

岡山県和牛改良増殖対策要綱（案）

平成5年7月29日 畜第703号農林部長通知
一部改正 平成11年6月1日 畜第289号
一部改正 平成18年7月1日 畜第438号
一部改正 平成28年 月 日 畜第 号

本県における和牛の生産振興で特に重要な改良増殖をより効率的に促進し、消費者ニーズに応えた高品質牛肉の安定供給と、県産銘柄牛の確立による農家経営の安定を図るため次のとおり要綱を定め、関係機関が一体となってこれの推進に努めるものとする。

第1 和牛改良の基本方針

産肉能力の向上とその斉一化を基本として、特に肉量、肉質、体積、資質、前軀、中軀及び乳徴の改良に努める。

1. 産肉能力の向上

枝肉の歩留等級は(公社)日本格付協会が定めるA、肉質等級は5を目標としその斉一化に努める。

2. 体型・資質の改良

(1) 前軀及び中軀の改良

前軀は幅、深みに優れ特に胸が充実し、中軀はよく伸び深みのあるものとする。

(2) 乳徴の改良

前乳房が充実し、乳頭は形状がよく間隔が適度なものとする。

(3) 資質の改良

被毛は綿毛が密生し、皮膚は柔らかくゆとりがあり、骨じまりのよいものとする。

3. 粗飼料利用能力の向上

肋張りがよく、粗飼料の利用性が優れていること。

4. 計画交配の推進

肉質等産肉能力に優れた種畜を効率的に作出するため、優良種雄牛による計画交配を積極的に推進するものとする。

第2 種雄牛対策

種雄牛については、雌牛群の育種価を活用しながら肉質の向上を基本とし、岡山和牛の特徴である増体に優れた種雄牛の作出に努める。

1. 種雄牛候補の選抜

種雄牛候補は、原則として肉用牛広域後代検定推進事業の産子調査において良好な成績であった雄子牛の中から、一定の要件を備えているものを知事が指名する者によって選抜する。

2. 待機種雄牛の選抜

待機種雄牛は、原則として種雄牛候補の中から脂肪交雑、枝肉重量及びロース芯面積等の育種価に優れており、産肉能力検定直接法の成績が一定基準以上で、特に産肉能力の向上が期待できるものを要綱第7に定める和牛改良委員会で審議し、知事が決定する。

ただし、検定成績が一定基準以下であっても、本県和牛の効果的な育種改良を推進するうえで特に必要と認められる種雄牛候補にあっては待機種雄牛として審議の対象とすることができるものとする。

3. 種雄牛の選抜

種雄牛は、待機種雄牛の中から現場検定法の成績が一定の基準以上であったものを、要綱第7に定める和牛改良委員会で審議し知事が決定する。

ただし、検定成績が一定基準以下であっても、本県和牛の効果的な育種改良を推進するうえで特に必要と認められる待機種雄牛にあっては種雄牛として審議の対象とす

ることができるものとする。

第3 雌牛対策

育種改良を効率的に推進するため、肉用牛広域後代検定推進事業を育種改良の基本として、優良種雄牛による計画交配や脂肪交雑、枝肉重量及びロース芯面積等の育種価に優れた遺伝能力を有する優良雌牛の地域内保留や導入を推進し、優良形質の固定化及び経済力に優れた牛群を造成する。

また、受精卵移植により乳用牛を活用した優良和牛の生産等改良増殖の促進を図る。

第4 経営指導対策

1. 繁殖経営対策

繁殖経営農家に対しては、飼養管理指標による経営技術の向上と安定的な規模拡大を基本に指導を強化し、山地等を利用した放牧の推進、分娩間隔の短縮等による低コスト生産を図るとともに、優良牛の多頭飼養農家~~群~~を育成するなど農家の経営合理化と優良繁殖基礎雌牛の集団化を推進する。

特に出荷子牛の規格向上と斉一化については、農業協同組合を中心に関係機関が一体となり、生産から出荷に至る総合的な指導を行うとともに計画的な市場出荷体制を整える。

2. 肥育経営対策

肥育経営農家に対しては、関係機関が一体となり飼養管理指標に基づき素牛選定から出荷に至る総合的な指導を行うことにより、肉質の向上や出荷月齢の短縮等による生産コストの低減に努める。

3. 組織活動の活性化

和牛育種組合、和牛改良組合、~~女性~~~~婦人~~グループ等の組織活動を推進し、経営発表会、研修会等への積極的な参加を図るなど組織活動の活性化に努める。

4. 子牛価格安定対策

個別または地域内繁殖肥育一貫体制の整備による和牛子牛価格の安定を図ることを基本として推進するとともに、繁殖農家の意欲高揚と子牛生産を促進するため、肉用子牛価格安定事業の~~強化~~と加入促進に努める。

5. 飼料基盤の確保

飼養管理の省力化と経営の合理化を図るため、水田の有効利用、山林原野等の放牧利用並びに公共育成牧場等の積極的な利用等を推進し、飼料自給率の向上と生産コストの低減に努める。

第5 改良の促進対策

1. 登録事業の推進

和牛の産肉能力向上と斉一化を図るため、登録事業を積極的に推進する。

2. 和牛育種組合等の育成強化

和牛の高度改良に期するため、種牛能力並びに産肉能力に優れた育種牛の造成に努めるとともに、改良の基盤となる和牛育種組合及び和牛改良組合の育成強化に努める。

3. 産肉データの収集と育種価算出

雌牛の産肉能力を把握し効率的な改良を推進するため、県内外の産肉データの収集と分析及び育種価の算出並びにその情報の提供に努めるものとする。

第6 技術者の育成強化

畜産関係技術者を対象に講習会及び研修会等を開催し、直接農家の指導に当たる地域技術者の育成と技術の向上に努める。

第7 和牛改良委員会

知事が別に指名する関係機関の技術者、学識経験者等によって組織し、本県和牛改良の基本的事項について審議する。

~~第8 和牛改良推進協議会~~

~~肉用牛関係団体等で組織し、本県における和牛改良方針及び育種改良事業の具体的な取り組み等について協議するとともに和牛改良の円滑な推進に努める。~~

岡山県和牛改良増殖対策要領（案）

平成5年7月29日 畜第703号農林部長通知
 一部改正 平成11年6月1日 畜第289号
 一部改正 平成14年4月1日 畜第298号
 一部改正 平成18年7月1日 畜第438号
 一部改正 平成28年 月 日 畜第 号

本県の肉用牛振興、特に和牛の改良を推進するための「岡山県和牛改良対策要綱（以下「要綱」という。）」に定める事項の詳細については、この要領によるものとする。

第1 改良目標

要綱第1の和牛改良の基本方針に添った改良は、当面平成37年を目標とする。

現状と目標

項 目	現 状	目 標	備 考
枝 肉 重 量	473.2kg 434.7kg	500.0kg 460.0kg	
ロース芯面積	58.8cm ² 54.0cm²	69.0cm ² 60.0cm²	
バ ラ 厚	7.6cm 7.2cm	8.0cm 7.7cm	
脂 肪 交 雑	6.2 5.5	7.6 6.5	
平均出荷月齢	29.5ヵ月 28.2ヵ月	26 ヵ月 26 ヵ月	

第2 計画交配の推進

要綱第1の4の計画交配については、年度当初に和牛改良委員会において計画交配種雄牛を選定するものとする。

第3 雄牛対策

1. 種雄牛候補の選抜基準

要綱第2の1の選抜基準は次のとおりとする。

- (1) 子牛登記を受けていること。
- (2) 原則として、父及び母牛の育種価が判明しており、産肉能力特に肉質の向上が期待できるものであること。
- (3) 原則として、母牛が肉用牛広域後代検定推進事業の基礎雌牛であること。
- (4) 5代祖までに全国和牛登録協会が定める第1類、第2類、第3類の不良形質が出現していないこと。

2. 待機種雄牛の選抜基準

要綱第2の2の選抜基準は次のとおりとする。

- (1) 平均以上の発育をしており、全期間中のDGが1.10kg以上であるもの。
- (2) 直接検定終了時の審査において82.5点以上であること。

3. 種雄牛の選抜基準

要綱第2の3の選抜基準は次のとおりとする。

- (1) 検定期間中のDGが去勢雄牛で0.75kg以上、雌牛で0.65kg以上であること。
- (2) 本牛の育種価が次の基準のいずれかを満たすものであること。
 - ア. 脂肪交雑の育種価が上位3分の1以上であり、かつ枝肉重量、ロース芯面積のいずれかが上位10分の1以上であること。
 - イ. 脂肪交雑の育種価が上位10分の1以上であること。

第4 雌牛対策

要綱第3の保留牛及び導入牛の選定基準は次のとおりとする。

- (1) 母牛の育種価等により、肉質等産肉能力の向上が期待できるものを優先する。
- (2) 登録審査において体積・均称、資質・品位及び乳徴の減率が20%以内が見込まれるものであること。
- (3) 原則として、5代祖まで第2の1の(4)の不良形質が出現していないこと。

第5 経営指導対策

1. 繁殖経営対策

要綱第4の1の出荷子牛の規格向上と斉一化及び計画出荷対策は次のとおりとする。

(1) 出荷子牛の規格向上対策

子牛市場へのお荷子牛の規格を次のとおり定め、3カ月齢までの生産検査を励行し、**また、**出荷子牛の規格向上と斉一化に努める。

出荷子牛の目標規格

去勢子牛 概ね8 ~~7~~ カ月

体重 268～294 ~~260～280~~ kg

体高 113～116 ~~112～116~~ cm

雌子牛 概ね8 ~~7~~ カ月

体重 254～283 kg 体高 111～115 ~~108～112~~ cm

(2) 衛生対策

出荷子牛に対しては、予防注射（5種混）の接種を実施するとともに削蹄等の励行に努める。

(3) 飼養管理指導計画

関係技術者は、別に定める繁殖牛及び子牛飼養管理指標に基づき良質粗飼料の確保と育成期の適正な飼養管理を指導するなど、地域の技術者による農家指導を強化する。

2. 肥育経営対策

関係技術者は、別に定める肉用牛飼養管理指標に基づき体系的な指導を行うなど、地域の技術者による農家指導を強化する。

なお、要綱第4の2に定める出荷月齢の短縮については、農林水産総合センター畜産研究所等関係機関により26カ月齢出荷を目標とした指標を策定する。

~~第6 和牛改良推進協議会~~

~~1. 構成~~

~~協議会の構成は次のとおりとする。~~

~~県、市町村、全農岡由県本部、県農業共済組合連合会、農業協同組合、~~

~~全国和牛登録協会岡由県支部、畜産協会、県家畜人工授精師協会、~~

~~岡由和牛育種組合、県種雄牛育成組合~~

~~2. 事業内容~~

~~協議会は、次の内容について協議する。~~

~~(1) 改良の推進について~~

~~(2) 種雄牛の繫養計画について~~

~~(3) その他~~